

資料

ネットティング、マーケット・リスクおよび 金利リスク：銀行の健全性の監督について

——市中協議のための提案＜バーゼル銀行監督委員会の公表文＞——

(掲載にあたって)

バーゼル銀行監督委員会では、これまで検討を重ねてきたネットティング、マーケット・リスクおよび金利リスクに関し、4月30日、標題文書（"The Prudential Supervision of Netting, Market Risks and Interest Rate Risk—Consultative Proposals by the Basle Committee on Banking Supervision—"）を発表し、広く市中関係者の意見を求ることとした。

以下は、提案発表に際し、同委員会議長コリガン＝ニューヨーク連邦準備銀行総裁がバーゼルの国際決済銀行（BIS）で行った記者会見において配布したプレス・ステートメントおよび提案の概要の仮訳である。

(信用機構局・国際局)

プレス・ステートメント

バーゼル銀行監督委員会は、G10諸国中央銀行総裁の同意の下に、国際的に活動する銀行の監督にかかる提案を3つの部分から成るパッケージにまとめて発表し、広くこれに対する意見を求ることとした。提案の内容が広範であるため、意見を求める期間は1993年末までとする。本パッケージは、当委員会が数年にわたり検討を行ってきたネットティング、マーケット・リスクおよび金利リスクの問題に関するコンサルテーション・ペーパーから成っている。

第1の提案は、2当事者間で行うネットティングにつき、一定の金融商品の信用リスクを測定する際に適用される1988年のバーゼル自己

資本合意上の規定を（極めて慎重に定義された条件の下に）緩和するものである。同時に、当委員会は複数当事者間のネットティングに関する幾つかの論点についても市場参加者の見解を求めている。しかしながら、複数当事者間のネットティングについて示した論点は一般的なものであり、さらなる検討が行われるまで、これに基づいて自己資本合意の修正が行われることはない。

第2の提案は、バーゼル合意を修正し、銀行がトレーディング勘定に保有している債券および株式ならびに外国為替のヘッジされていないポジション（派生商品のポジションを含む）における価格変動リスクに対して明示的に所要自己資本を課すためのフレームワーク

を提示したものである。従来、バーゼル合意は信用リスクに対してのみ明示的に所要自己資本を課してきた。こうした対応に限界があるということは、合意が成立した当時から認識されており、この点を是正するための努力がこれまで行われてきた。当委員会は、多くの銀行がトレーディング活動を急速に拡大している状況にかんがみ、こうした努力の緊急性はより高まっていると考える。

当委員会は、マーケット・リスクに対して明示的に所要自己資本を課すことは、1988年合意の2つの目標、すなわち、国際的な銀行システムの健全性と安定性の強化、ならびに国際的に活動する銀行の間の競争条件の一層の平等化を促進するためのさらなる一歩であると考える。当委員会はまた、これらの提案は各国間の監督政策およびさまざまな金融商品に対する規制の調和に向けてのさらなる一歩でもあると考える。

当委員会は、これらの提案がECにおいて最近採択された自己資本指令（Capital Adequacy Directive）と大筋において類似したものであることを承知している。当委員会は、監督上の調和をさらに高めるため、今後ともEC当局者（および証券監督当局者）と共同作業を行っていく所存であり、これらの提案がこうした目標につながることを期待している。こうした努力は、国内金融市场および国際金融市场における健全性、競争条件の平等および効率性の確保に取り組む当委員会の姿勢を反映したものである。

第3の提案では、国際的に活動する銀行を対象として金利リスクを測定するための共通

のアプローチが示されている。すなわち、ここに提案されているのは、銀行の財務内容が金利変動によって悪影響を受ける度合いを推計する手法である。当委員会としては、本手法は各国監督当局が金利リスクに対してとくにぜい弱な比較的少数の銀行を識別し、各国レベルでケース・バイ・ケースの適切な監督対応を開始するための手段であると考えている。したがって、本提案においては金利リスクに対して明示的な所要自己資本を課すことは検討されておらず、自己資本合意に変更をもたらすものではない。

これら3つの提案のすべてについて同時にコメントを求められることに伴う銀行の負担の大きさは十分認識しているが、これらの提案の間には明らかにかなり重なる部分があることにかんがみ、同時にコメントを求めることを決定した。当委員会はまた、これらの提案は、できる限り平易になるように作成されたにもかかわらず（対象となる取引の性質を反映して）いずれも極めて複雑なものであることを認識している。こうした状況の下、当委員会は、この時期に3つの提案すべてについて市中からコメントを求めるることは、これらの提案のメリットを評価するうえで、また提案を整然と実施するためのアプローチを策定するうえでの助けとなると考える。

これらの提案にかかる全文書は、G10諸国が国内に有しているそれぞれの経路を通じて、銀行およびその他関係先に配布される。また、本提案はG10以外の諸国の監督当局にも配布され、同当局およびその監督下にある国際的に活動する銀行からもコメントが求められる。

概 要

1. バーゼル銀行監督委員会（注1）は、E. ジェラルド・コリガン=ニューヨーク連邦準備銀行総裁の議長の下、本日、ネットティングおよびマーケット・リスクの取り扱いにかかる銀行監督上の提案のパッケージ、および金利リスクを測定するためのアプローチを公表し、コメントを求める。おののおののペーパーに述べられている提案はそれぞれ独立しているが、銀行が銀行監督上の基準や規制を遵守するにあたって、互いに関連を有する内容となっている。したがって委員会は、これらのペーパーをすべて同時に公表することとした。
2. これらのペーパーは、G 10諸国中央銀行総裁会議の同意の下に公表されるものである。提案に対するコメントを1993年12月末までに寄せられたい。
3. コンサルテーションの主たる目的は、これらの提案の内容について民間の銀行および実務家の考察や判断を求めることにある。コンサルテーションは、これらの提案

が2つの目的、すなわち、有意義な健全性基準の設定、および規制の統一と競争条件の平等化を企図したものであるだけにとりわけ重要である。

4. 本パッケージには、1988年7月のバーゼル自己資本合意（注2）の一部修正が含まれており、これによって銀行の所要自己資本に変化が生じる。マーケット・リスク提案は、個々の銀行のリスク状況に応じて所要自己資本総額を増大させる結果にも縮小させる結果にもなりうる。これは、マーケット・リスクにかかる所要自己資本の一部が信用リスクにかかる現行の所要自己資本を代替するためである。さらに、ネットティング提案が実施されるときには、銀行は一定の金融商品の取引について法律上有効なネットティング取り決めを結ぶことにより、所要自己資本総額を減少させることができる。金利リスク提案は、金利リスクの測定のみを目的とするものであり、所要自己資本を課すものではない。

(注1) バーゼル銀行監督委員会は、1975年にG 10諸国中央銀行総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国および米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表により構成される。委員会は通常、バーゼルの国際決済銀行において開催される。

(注2) バーゼル委員会は1988年7月、G 10諸国の国際的な銀行に対して適用する自己資本充実度の共通測定システムと最低基準を設定した。この取り決めは一般にバーゼル合意と呼ばれているが、1992年末に完全実施され、G 10以外の多くの国においても採用された。

I. ネッティング

5. ネッティングにかかる提案は、銀行に対し、一定の金融商品の取引から生じる信用リスクを相殺することをバーゼル合意上認めるための詳細な条件を示したものである。この条件は、バーゼル合意に含まれているネッティングに関する現行の取り決めを拡充し、より明確に定義したものである（これらの条件は、1990年11月にBISにより発表されたインターバンク・ネットティング・スキーム委員会のランファルシー報告書に述べられている原則と一致している）。ペーパーには、バーゼル合意に修正を加え、2当事者間の一定のネッティング取り決めを認める提案が含まれている。ペーパーにはまた、将来において自己資本測定上の目的で複数当事者間のネッティングを認める際の条件に関する委員会の暫定的な考え方が示されている。
6. 当委員会は、2当事者間のネッティングにかかる提案はコンサルテーション期間の終了後間もなく（例えば1994年中のいずれかの時期に）実施されるものと期待している。

II. マーケット・リスク

7. マーケット・リスクに関するバーゼル委員会の作業は、1988年7月にバーゼル自己資本合意が成立した時点で着手され、以後数年にわたり進められてきた。銀行のトレーディング業務は派生市場を中心に急速に拡大しつつあり、信用リスクを主眼とする

バーゼル自己資本合意がいづれマーケット・リスクを取り込むかたちで拡大されなければならぬことは当時から明らかであった。委員会は、今回、トレーディング勘定の債券・株式および外国為替のヘッジされていないポジション（派生商品を含む）に対して一定の所要自己資本を課すことを提案する。投資勘定の証券は、引き続き現行の自己資本合意に定められた信用リスクにかかる所要自己資本によってカバーされる一方、本パッケージの3番目のペーパーに述べられている金利リスク測定の対象となる。

8. 本ペーパーの中では、各金融商品グループに対して課す所要自己資本を計算するためのさまざまな手法が提案されているが、当委員会は十分な検討を重ねた結果、それらの手法が経済的にほぼ同様の結果を導き出すものであると確信している。当委員会はまた、自己資本の定義を拡大し、債券・株式に伴うマーケット・リスクに対して適用される所要自己資本の一部を充足するためにのみ、新しい種類の短期劣後債務を用いることを認める提案に対するコメントを求めている。

9. 銀行のマーケット・リスクに対する自己資本規制の策定作業は、他の2つの国際的な会合において同時に並行して行われてきた作業と呼応し、その影響を受けた。そのひとつは、ECにおける単一の銀行・金融市場設立の試みである。欧州においては、

同じ証券市場で活動する銀行と銀行以外の機関の間の競争条件を平等にする必要性が認識され、ECは銀行・証券会社の双方に適用される自己資本指令（Capital Adequacy Directive）を制定した。自己資本指令は、手法のみならず細部の多くにおいて、全般的にバーゼル委員会が当初から検討してきたアプローチに類似している。重要な相違点は、とくに外為リスクや株式ポジション・リスクの取り扱いにおいて、当委員会が銀行に対しより厳しい健全性基準を提案しているということである。これら2つの制度の双方に従うことに伴って生じる問題につき銀行からのコメントを期待する。当委員会は、EC当事者と協力のうえ、両者の基準をより調和のあるものとする所存である。

10. 同時並行的な作業を行ってきたいまひとつつのフォーラムは、証券監督者国際機構（以下IOSCO）の専門委員会である。同委員会は、1987年7月の初会合において、証券会社に対する自己資本基準を共通化する可能性について検討を開始した。当然のことながらバーゼル委員会はこのプロジェクトに関心を抱き、トレーディングの対象となる債券・株式および関連派生商品のポジションについて、銀行と証券会社に共通の最低自己資本を課すことを目的とした共同作業が行われた。残念ながら、IOSCO内部では合意が成立せず、バーゼル委員会とIOSCOとの協議は成果を挙げていない。

11. IOSCOの今次提案への参加が得られないことは遺憾であるが、銀行や実務家から組織的に意見を収集することが急務であるため、バーゼル委員会は提案の公表に踏み切ることを決定した。コンサルテーションは銀行業界を対象としている。しかしながら、より広い範囲で統一が図られることを展望し、アプローチは、全体として、最終的に多様な金融機関に適用することを前提として立案されている。

III. 金利リスク

12. トレーディング勘定の債券に所要自己資本を適用するマーケット・リスク提案は、銀行の負う金利リスク全体に対処するものではない。すなわち金利リスクは、トレーディング勘定以外で保有されている証券を含め、金利にかかる資産・負債およびオフ・バランス・シート商品が金利変動によって影響を受け、銀行の財務状況を悪化させるリスクを意味しているからである。銀行にとって金利リスクは、範囲がはるかに広く、測定上の難しい問題も数多くあるが、銀行および銀行監督当局が注意深くモニターすべき重要なリスクである。金利リスクの測定にかかる分析作業は数年にわたり続いており、その作業の進展については本パッケージの3番目のペーパーに述べられている。
13. ペーパーに明確に述べられているとおり、バーゼル委員会の意図するところは金利リスク測定フレームワークの開発にあ

り、同リスクに対して明示的な所要自己資本を課すことではない。バーゼル委員会は、ある程度の金利ミスマッチは銀行業務の正常な姿であることを認めたうえで、ほとんどの銀行にとっては、現行の所要自己資本が金利リスクに対する十分な備えとなるとの見解をとっている。測定フレームワークは、異常に大きな金利リスクを負っている銀行を識別するためのものである。こうした考え方立って、これらの銀行につき何らかの対応を探るか否かは各国当局

の裁量にゆだねられる。各国当局は、ケース・バイ・ケースで明示的に所要自己資本を課すという対応をとることもできようが、その他の種々の監督措置によって対応することもできる。

14. 委員会は、本ペーパーについてコンサルテーションを行った後、金利リスクのための共通報告様式を設定し、将来リスク測定に関する共通のアプローチを開発するためのベースとする考えである。